

# わが国における連結財務諸表制度 の導入と展開

西 村 勝 志

## 〔目 次〕

- I. はじめに
- II. 連結財務諸表制度の導入〔一誕生前史から誕生期まで一〕
  - 1. 1960年代から1970年代後半までの社会経済的背景
  - 2. 旧連結財務諸表制度誕生に至る経緯
  - 3. 旧連結財務諸表制度の必要性とその限界
- III. 連結財務諸表制度の展開〔一生成期から確立期まで一〕
  - 1. 1980年代前半から1990年代前半までの国際・社会的背景
  - 2. 新連結財務諸表制度誕生に至る経緯
  - 3. 新連結財務諸表制度の誕生
  - 4. 新連結財務諸表制度の必要性
- IV. おわりに

## I. は じ め に

わが国の企業会計制度は、今大きく変貌してきている。その背景には、1980年代から今日までのわが国企業を取り巻く経済社会環境等の変化、とりわけ企業資金調達や経営の多角化・国際化の視点から金融・証券資本市場（長期・短期金融市場、デリバティブ市場、証券市場）と外国為替市場の変貌などが挙げられる。これらの影響から、事業活動の国際化、海外資本市場からの資金調達、海外企業との合併・買収、海外企業への投資活動、海外企業との間で技術提携などといったように、わが国企業が活躍の場を海外に求めるにつれ、内外

における投資者の関心内容等にズレがみられるようになり、そのズレに基づく会計情報の不十分さ、国際的経営比較の困難性がよりいっそう浮き彫りとなるに至った。このように、わが国企業の経営活動がグローバル化するに伴い、従来型の個別決算会計では各国間での会計処理・表示基準の相違から投資者を誤った経営診断に導く結果を招いてきた。そこで、求められるべきものが「グローバル・スタンダード」である。このグローバル・スタンダードへの新潮流の下で重要な役割を果たすものの一つが連結決算会計であり、本稿の研究対象の一つである新たな連結財務諸表制度であることはいままでもない。

本稿の目的は、わが国における連結財務諸表制度が、どういった経済社会環境等の変化を背景にどのような経緯を辿りながら誕生し、その変貌を遂げて確立してきたかを解明することにある。具体的には、その経緯を1970年代当時の制度化<sup>1)</sup>と1990年代後半以降の、いわゆる今日のグローバル・スタンダードの下での制度化とに大別して考察する。というのも、そこに、連結財務諸表の作成者(経営者)・利用者(投資者)側の関心の相違がみられ、そこから制度化へ向けた要請ないし目的に明確な違いがみられるからである。次に、そうした制度化に向けた目的等が「個別財務諸表」補充型から「連結財務諸表」重視型あるいは両併存型へと移行した背景ないし経緯(制度化へ向けた政治経済社会)を当時の経済的動向、とりわけ金融・証券資本市場の動向と企業集団化<sup>2)</sup>の動向

1) 制度化における制度とは、一般に制定された法規とも社会的に定められている仕組みやきまりともいわれるが、後者のように広義に捉えると、組織・機構・システム等の意味にも用いられる。しかし、本稿は、法的強制力の有無の観点から、規制的制度すなわち強制規範たる制定法・省令等に従って一般に企業が行うといった法規規範性を有する制度として取り上げている。したがって、筆者は、制度化を一定の条件の下で連結財務諸表の作成及び開示が法的に義務づけられたこととみている。

2) ここでいう企業集団化現象とは、戦前のもとは異なって、独占禁止法の適用範囲内である点特徴的といえる。すなわち、資本主義社会の企業が自由競争に打ち勝つべく、特定企業と密接な経済的諸関係(資金・原材料調達関係・製品販売経路関係など)を維持することで相互に企業防衛を図るもので、旧財閥による積極的な市場独占を図るものでない。また、この企業集団化現象には、株式保有に基づく支配従属関係がみられる。たとえば、都市銀行とくに旧財閥系銀行が同系列の信託銀行・生命保険・損害保険とともに従来から関係の深い企業への融資や株式保有、さらには役員派遣といったような関係をもつ企業集団を形成していった経緯がみられる。

に焦点をあてながら取り上げる。さらに、企業内部者たる経営者と企業外部者たる投資者のそれぞれの制度化に対する要請を取り上げるとともに、新・旧の連結財務諸表制度の必要性の違いを企業環境の著しい変化に基づく国際的経営比較に求めるのみならず、利益操作の質的違いに求めることで、わが国独自の連結財務諸表制度の特質を明らかにしていく。というのも、こうした考察は、現行制度の背景を把握することによって今後の在り方（将来の方向性）を検討する上で、極めて有意義と考えられるからである。

## II. 連結財務諸表制度の導入〔一誕生前史から誕生期まで一〕

連結財務諸表制度の導入過程をその歴史的背景（経済的動向）から考察する場合に明確にしておかなければならないことは、次の三点である。すなわち、第一に、経済的動向の中核を何に求めるべきか、第二に、その経済的動向をどの時点にまで遡るべきか、第三に、そうした経済的動向が法規範としての制度化に対してどのような影響を及ぼしてきたかである。

第一については、本稿が連結会計情報と経営者・投資者の関心適合性に向けられていることが関わっている。すなわち、資本提供者たる投資者は金融・証券資本市場を通して資本需要者たる企業（経営者）に資本提供していること、そのために連結会計情報が金融・証券資本市場で投資者に有効利用されると期待されていることなどを前提とすれば、制度化の特質解明には、とくに金融・証券資本市場の動向に焦点をあてることが重要とされる。また、第二については、わが国の経済的動向のうちでとくに金融・証券資本市場の動向が投資者と経営者との間の資金関係を顕著に表すことになるので、同市場が当該制度化に大きく影響したと考えられる1960年頃からの動向（とくに第三次株式ブームなど）に注目すべきである。したがって、その時期まで遡ることが必要とされる。さらに、第三については、金融・証券資本市場が企業の資本調達方法に与える影響を考慮した上で、証券取引法その他の関連法規の改正等を取り上げることが必要である。

## 1. 1960年代から1970年代後半までの社会経済的背景

1950年代末の金融・証券資本市場は、それまでの急速な経済復興と、1958年から1961年までの岩戸景気と呼ばれる高度成長を背景にして、第二次株式ブーム<sup>3)</sup>で賑わっていた。しかし、岩戸景気も1961年7月の金融引締めを契機として終焉を迎え、証券市場の低迷がみられるようになった<sup>4)</sup>とくに、1964年から1965年にかけては、1964年11月の日本特殊製鋼、1964年12月のサンウェーブ工業、1965年3月の山陽特殊製鋼などの倒産事件や、1964年の日本サーボ・不二越・厚木ナイロン工業など粉飾決算<sup>5)</sup>をもたらした中堅企業が相次いで生じた。このことが、連結財務諸表制度を誕生させるきっかけにもなったことも事実である。さらに、証券不況が深刻化し、経営危機に陥った山一証券に対して、1965年5月に日銀による戦後初の特別融資<sup>6)</sup>が実施されるとともに、景気のテコ入れとして政府による戦後初の長期国債の発行がなされたのもこの頃である。

1960年代後半では、1967年7月から1973年5月にかけて5回にわたる資本自由化（外国企業等によるわが国企業の株式取得制限の緩和・自由化）が押し進められたため、外国人投資者の積極的な株式投資がみられるようになった。

- 
- 3) ちなみに、第一次株式ブームは、1950年6月に始まった朝鮮動乱をきっかけとして、わが国の軍需生産が復活するなど資金需要の増大に伴って、投資信託を中心とした個人投資による戦後初のブームであった。投資信託は、1951年に証券市場対策の一環として制定された証券投資信託法によるもので、この法律は個人による証券投資を容易にすることをねらいとしたものである。
  - 4) この頃の会計実務界では、わが国初の連結財務諸表が1960年に日立製作所によって作成されていた。また、翌1961（昭和36）年には、ソニーによって、わが国初の米国預託証券（ADR）が発行され、外国向けにSEC基準による連結財務諸表が公表された。
  - 5) 粉飾決算とは、利益の過大計上の意図をもつ利益操作手段の一つであり、資産の過大又は架空計上や負債の過少計上又は非計上による決算処理である。そもそも、利益操作には、会計的利益操作と経営的利益操作がある。前者は、会計処理基準等の選択適用における経営者の主観的判断の介入が要因となるが、後者は、会計処理の対象となる企業の経営活動それ自体に関わるもので、子会社等を利用した親子間取引における期末決算間際の取引量ないし時期の意図的操作などがその例として挙げられる。
  - 6) ここでの特別融資とは、山一のみならず、大和・日興の証券3社、さらには富士・三菱・興銀の3行に各10億円の資金が提供されたことである。また、証券市場の信頼回復及び証券会社の経営基盤強化を図る目的で、1968年の証券取引法が改正され、証券会社の登録制が免許制となった。これについては、1998年12月に規制緩和によって登録制に戻している。

これに伴い、新たな株式ブーム（第三次株式ブーム）が巻き起こった。また、外国人投資者による株式投資が当時の海外で一般的な投資尺度であった株価収益率（PER）に基づいていたこともあって、この比率の高い株式の株価がしだいに上昇していった。その結果として、この株価収益率が、従来の株式投資尺度であった配当利回りに取って代わることとなった。また、株価収益率における株価は時価ベースであったため、このことが株式市場での資金調達を日本楽器製造（現在のヤマハ）が1969（昭和44）年1月に実施したように、額面発行を時価発行へと移行させるものでもあった。また、当該外国人投資者による企業乗取りを警戒したわが国企業も、株式の相互持合いを積極的に行うことで、ますます株式投資ブームに拍車がかかった。また、この高度成長期（1965年～1973年）の前半では、わが国企業は、生産能力の増強と国際競争力の強化を図るため、生産設備を拡張してきた。そのために巨額の資金需要がみられ、利益の内部留保や減価償却費といった内部資金の蓄積では十分ではなかったことから、銀行からの借入れを中心とした間接金融依存型となった。

しかし、高度成長期の後半になると、この間接金融依存型にも変化がみられるようになった。すなわち、1970年代に入ると、1973年10月に第一次石油ショック<sup>7)</sup>があり、一時的に戦後初のマイナス成長となったことで税収入の伸びが鈍化してきたわが国では、政府が財政支出拡大による差額を補うために、1975（昭和50）年以降赤字国債の大量発行を行うこととした。また、わが国の企業に目を向ければ、売上増加による資金確保が望めず、在庫投資の圧縮・人員削減・不採算部門の閉鎖などの減量経営を積極的に押し進めざるを得なかった。このように、コスト削減による収益確保に努める必要性が増すにつれ、経営者は、金利負担の重圧から逃れるために、その関心を資金の量的確保から低資本コストによる調達及び遊資の高利回り運用といった財務効率化に目を向け

---

7) 石油ショックは、アラブ原油国による原油価格の大幅な引上げを指すが、1979年12月にも石油ショック（第二次）は生じた。こうした石油危機に端を発した「狂乱物価」に対処すべく、企業会計審議会は1980（昭和55）年5月29日付で「物価変動財務情報の開示に関する意見書」を公表した。

るようになった。前者が資金調達戦略を銀行借入れから公募時価発行増資や時価転換社債発行への移行、後者が高利回り金融商品の登場や資金調達の多様化をもたらし、しだいにバブル経済の財テク<sup>8)</sup>ブームを引き起こしていったのである。これが、間接金融方式から直接金融方式への企業資金調達の転換である。

当時、世界ではインフレーションが激化し、貿易国際収支の不均衡化から生ずるドルの価値下落に対処すべく、アメリカ政府が1971年8月にドル・ショック<sup>9)</sup>政策を採ったことから、1973年2月に円の為替相場が固定相場制から変動相場制へと移行した。わが国企業も、国際的な為替相場の変動リスクにさらされるようになり、為替変動に対処するために、企業会計審議会によって「個別意見第6」<sup>10)</sup>が公表された。

## 2. 旧連結財務諸表制度誕生に至る経緯

前述したとおり、1965年前後には倒産事件などが頻繁に生じ、とくに山陽特殊製鋼や厚木ナイロン工業のように子会社を利用した粉飾決算も数多くみられた。そのため、投資者が不測の損害を被る結果になったことや公認会計士監査での子会社に対する監査が十分に機能していなかったことが問題となった。そこで、子会社に対する監査制度の充実強化と連結決算による粉飾経理の排除を図るために、子会社を含めた連結財務諸表を制度化して連結情報を開示させる必要性が生じたのである。こうしたことから、1965年3月に大蔵大臣は、企業経理及び公認会計士監査の実情（粉飾決算等の実情）を鑑み、企業会計審議会に対して監査態勢の充実強化を図る方策の一環とした監査基準・監査実施準

8) 財テクとは、財務上の技術・ノウハウを有効に活用し、主として資金運用によって収益を獲得することを指しており、遊資をもつ企業などが争って投資活動に励む現象を財テクとしている。

9) ドル・ショックとは、ドルと金との交換停止、10%の輸入課徴金賦課、物価・賃金の90日間凍結等を中心としたニクソン(R. M. Nixon)大統領による経済緊急対策である。これにより、金とドルを軸としてきたブレトン・ウッズ体制（戦後の固定相場制の時代）に壊滅的な打撃を与えることになった。したがって、ニクソン・ショックともいう。

10) 「外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」が3月29日付けで公表された。

則・監査報告準則の改善，連結財務諸表制度の検討に関する諮問を行ったのである。同年9月30日には，監査実施準則が改訂されて「正規の監査手続」が「通常の監査手続」に改められ，翌（1966）年4月26日に監査基準及び監査報告準則も改正された。次いで，同年6月に公認会計士法も改正等が図られた。

その後，企業会計審議会は，審議の結果，1967年5月19日付で「連結財務諸表に関する意見書」を公表し，証券取引法に基づく企業内容開示制度をいっそう充実する目的で，連結財務諸表の制度化について大蔵大臣に答申した。これは，連結財務諸表の作成を慣行化するための環境条件を整備する必要性を説き，連結財務諸表原則及び基準を表明したものであった<sup>11)</sup>したがって，当該意見書は，啓蒙的性格であり，連結財務諸表制度の実施を目的とした基礎固めを行うものであったといえよう。

その後，しだいに連結財務諸表の作成に関する会計慣行が育成され，証券取引審議会等からも連結財務諸表の制度化が強く要望されてきた。すなわち，証券取引審議会は，1970年12月14日に「企業内容開示制度等の整備改善について」という答申を大蔵大臣に提出した。その答申は，有価証券報告書の記載内容について投資判断に差し支えない範囲で簡素化が必要であるとする一方，わが国における企業集団化の進展に伴って，欧米にならった連結財務諸表制度の早期導入が望ましいとの内容であった。その後，翌1971年6月22日に大蔵大臣は，企業会計審議会に対して証券取引法に基づく企業内容開示制度をいっそう充実強化する方策の一環とした連結財務諸表の制度化について諮問した。具体的には，半期報告書制度・臨時報告書制度の実施，重要な子会社の財務諸表の添付といった企業内開示制度の整備改善の方策，株価安定操作の改善合理化の方策，株式の公開買付の規制に関する方策などであった。しかしながら，外貨換算会計の処理基準，外国会社の財務情報の開示及び監査など緊急を要する問題<sup>12)</sup>が山積みであったため，連結財務諸表の作成に関する審議は遅れがちとなった。その後，1972年12月に企業会計審議会は連結財務諸表原則の審議に入

11) 黒澤清・番場嘉一郎監修『体系制度会計 VI 連結』中央経済社，1978年3月，3頁。

るが、またもや、1974年3月29日に商法改正案の国会通過に伴って、商法計算規定との調整を図ることが優先され、1970年の企業会計原則修正案が見直されるまで、審議が待たされたのである。

企業会計審議会は、ようやく1975年6月24日に「連結財務諸表の制度化に関する意見書」及び「連結財務諸表原則」を公表するに至った。同意見書によれば、企業集団の場合には、親会社又は子会社といった個々の会社ごとの個別財務諸表だけでは投資情報として十分ではなく、親会社である場合には当該企業集団に属する会社の財務諸表を結合した連結財務諸表をも提出する制度の確立が望まれ、個別財務諸表の補足として企業集団に関する財務情報の提供が有価証券報告書及び有価証券届出書の添付書類として提出することが適当とされ、公認会計士又は監査法人による監査証明が義務づけられることになった。連結財務諸表は、1977年4月1日以降の事業年度から証券取引法に基づく有価証券報告書及び同届出書の添付書類として作成されることになった。また、この「連結財務諸表原則」は、1967年5月19日の「連結財務諸表に関する意見書」を基礎にし、1974年12月11日に公表された国際会計基準 (IAS) 公開草案第3号「連結財務諸表及び持分法 (案)」<sup>12)</sup>を模して設定されたもので、証券取引法に基づいて提出される連結財務諸表の作成基準を示したものである。なお、企業会計原則と連結財務諸表原則との関係についても、企業会計原則は当該原則の基礎として存在していることが指摘され、さらに連結財務諸表制度の運用につ

---

12) 企業会計審議会は、1971年8月28日から始まった度重なる国際通貨制度の変更(外国為替相場の変動幅制限停止に関わる一連の措置)に対応すべく、外貨換算会計の問題を優先して、「企業会計上の個別問題に関する意見」(以下、「個別意見」)第3「外国為替相場の変動幅制限停止に伴う外貨建資産等の会計処理に関する意見」を1971年9月21日に、「個別意見」第4「基準外国為替相場の変更に関する意見」を同年12月24日に、「個別意見」第5「現行通貨体制のもとにおける外貨建資産等の会計処理に関する意見」を1972年7月7日に、さらに「個別意見」第6「外国為替相場の変動幅制限停止中における外貨建資産等の会計処理に関する意見」を1973年3月29日に公表した。これらを一般的基準としたのが、1979年6月26日に公表された「外貨建取引等会計処理基準」である。

また、同審議会は、1972年に10月5日に日本で初めて外国株式の公募がなされたこと、東証・外国株式市場が1973年12月に開設されることに伴って、同1973年に「外国会社の財務諸表の監査証明について(了解)」も発表した。



いても、わが国の連結会計慣行の現状を鑑みて、持分法や税効果会計の任意適用等の経過措置が採られることが提言されていた。

同意見書の答申に基づいて、1976年10月30日に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」〔大蔵省令第28号〕(以下、「連結財務諸表規則」)が公表されるとともに、翌年3月11日に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領」(以下、「連結財務諸表規則取扱要領」)及び「連結の範囲に係る重要性原則」が公表されて、開示方法などに関する細目が定められた。また、「届出省令」、「監査証明省令」等の改正も行われた。つけ加えて、日本公認会計士協会が、連結財務諸表原則を具体的に適用するための諸手続きを示すものとして、「連結財務諸表作成要領」を同年3月31日(第1～第7)と7月31日(第8～第9)の2回に分けて公表している。

こうして、わが国における証券取引法上の連結財務諸表制度(以下、旧連結財務諸表制度)が誕生し、1977年4月1日以後開始事業年度から、これが適用されることになったのである。しかしながら、連結財務諸表が有価証券報告書等の添付書類として提出を義務づけられるも、そこでの主たる情報は、個別決算会計に基づく情報であることには変わりはなく、連結会計情報はそれに対する副次的なものとして位置づけられているにすぎなかった点特徴的といえる。

### 3. 旧連結財務諸表制度の必要性和その限界

すでに指摘したように、旧連結財務諸表制度では、連結財務諸表が個別財務諸表の補助的財務表として位置づけられてきた。すなわち、すべての株式会社を適用対象とする商法は、法的形式を重視した法的単一体を根底に置いているために、個別財務諸表の作成は配当規制<sup>14)</sup>の観点から当然のものとして、親会社を中心とした企業集団の活動に関わる投資家保護を目的とした利益操作の排除を求めたものと考えられる。実際に、昭和40年前後の状況からみても、支配

---

13) これは、その後、1976年3月に確定し、同年6月2日にIAS第3号「連結財務諸表」として公表された。公開草案第3号のうち、持分法の原則適用や投資差額の処理における公正価値会計の思考導入、税金の期間配分などである。

従属関係会社間取引を利用した利益操作による粉飾決算を防止する役割を有するものであったことに異論はないであろう。このことは、わが国企業集団の大部分がいわゆる事業兼営持株会社であって、1997年改正前の旧独占禁止法によって禁止されていた純粹持株会社（主たる事業活動が国内における他の会社の事業活動を支配することで公正取引を阻害する持株会社）ではなかったことが関わりをもっている。この事業兼営持株会社は、主たる事業活動を他の会社の事業活動を支配すること以外に有しており、いくつもの関連事業会社をその株式所有割合を活かして支配下に置き、統一的な事業活動を行う企業形態である。こうした企業集団は、それぞれ独自に主たる事業活動を有するために、支配従属関係が認められるにしても、それぞれの分離・独立性が否定されるものではない。それ故、当該企業集団におけるそれぞれの外部利害関係者もまた、別個の存在として区別されるものであった。支配従属関係を利用した親会社の利益情報操作を避ける目的で連結財務諸表の作成が要請されている点を考慮すれば、企業集団の中核をなす親会社の株主にとっての連結財務諸表への期待は、投資意思決定情報の提供というよりもむしろ株主と経営者との間の利害調整を意図した利益分配情報にあったといえよう。したがって、連結財務諸表における情報は、株主と経営者との間の委託受託関係における利害調整を意図した情報であって、投資意思決定のための積極的情報開示というよりも利益操作を防止する消極的情報開示である。その意味で、連結財務諸表の役割は個別財務諸表を追加的に補完するものにすぎなかった。

しかし、後に詳細に触れるが、その後のわが国企業を取り巻く経済社会環境等の変化に伴って、わが国企業がしだいに活躍の場を海外に求めるようになってきた。これにより、企業集団における支配（親）会社株主（潜在的株主を含む）の構造に変化がみられるとともに、そこでの内外投資者の関心内容等のズレに基づく会計情報の不十分さ、国際的経営比較の困難性がよりいっそう明確

---

14) もちろん、連結財務諸表は開示手段として利用されるにすぎないので、利益配当計算の手段としてどう位置づけるべきかが問題とされる。すなわち、個別利益ベースではなく、連結ベースに配当可能利益の算定システムを確立することが先決であった。

になった。こうして、わが国企業の経営活動がグローバル化することで、従来型の個別決算会計を中心とした会計処理・表示基準との相違から内外投資者を誤った経営診断に導く結果となり、会計の領域においてもいっそうグローバル・スタンダード化が求められるようになってきたのである。この機能を果たすものが、グローバル・スタンダードへ向けた新たな新潮流の下での連結決算会計併存型の新たな連結財務諸表制度である。次章では、この新潮流を中心にその背景から探るとともに、その必要性を考察する。

### Ⅲ. 連結財務諸表制度の展開〔一生成期から確立期まで〕

ここでは、旧連結財務諸表制度が誕生してから今日の新たな連結財務諸表制度が確立するまでの背景ないし経緯を中心に取り上げることで、新連結財務諸表制度の必要性を確認するとともに、わが国独自の連結財務諸表制度の特質を探ることとする。ただし、この場合に注意しなければならないことは、とくに1980年代以降から経営の多角化・国際化が急速に進展し、それに伴ってそれまでにない新たな国際的影響（政治・経済的影響）も加わった社会的動向を考察の対象としなければならないことである。したがって、ここでの背景ないし経緯は、わが国の金融・証券資本市場に限定されず、国際的動向を視野に入れた金融・証券資本市場が対象となる。というのも、新たな制度化へ向けた国際・社会的背景の影響を明らかにすることは有用であるとともに、わが国独自の新連結財務諸表制度の特質を究明するのに役立つと期待されるからである。それとともに、1997年2月の独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁もまた、新たな制度化への大きな意義をもつことも忘れてはならない。

#### 1. 1980年代前半から1990年代前半までの国際・社会的背景

旧連結財務諸表制度が誕生してからの国際・社会的動向には、著しいものがあった。すなわち、1980年代での対外取引の段階的自由化<sup>15)</sup>によって、外国為替市場の規模が飛躍的に拡大し、また、金融自由化<sup>16)</sup>の進展に伴って、リスク

ヘッジに対するニーズが高まり、取引コストが低減した。さらには、情報通信技術の発展によって取引の迅速化や多様なデリバティブ商品の設計・管理が可能となったことで、デリバティブ市場（スワップ市場・オプション市場・先物市場等）も拡大してきた。

当時のこのような状況の下、資金調達に対するわが国企業の関心がしだいに海外へと向けられると、わが国の金融機関も平穏ではいられなかった。すなわち、1970年代後半からの経営基盤の悪化ないし脆弱化を回避すべく、1981年の銀行法や証券取引法などの改正によって銀行・証券会社に対する業務分野が規制緩和されたのを受けて、わが国金融機関が（たとえば、アメリカなどでの不動産投資・企業買収向けの信用供与といった国際業務目的で）海外進出していった。また同時に、海外金融機関からのわが国への参入意欲も高まり、1983年に日米貿易不均衡の是正を目的とした「日米円・ドル委員会」が設けられ、次いで1984年5月に公表された「日米円・ドル委員会報告書」では、わが国金融資本市場の自由化・国際化措置が提唱された。これに伴う円ドル為替相場での円高に対処すべく、輸出主導型のわが国企業は、現地販売子会社・現地生産子会社の設立などの販売・生産活動に限定せず、現地代理店の出店のように購買、研究開発・財務・人事など経営活動の海外移転などにより、海外に密着した独立企業の設立、いわゆる企業のグローバル化<sup>17)</sup>を図ったのである。こうした経営の国際化は、海外の資本市場での証券発行や借入れを必要とし、その結果、各国の金利水準・為替変動リスクなどの資本コストに関連する会計の国際化をもたらすことになる。

1990年代に入ると、わが国経済は一変し、株価や地価の高騰によるバブル経

---

15) 対外取引の段階的自由化には、1980年12月施行の外国為替管理法改正に伴う外国為替取引の自由化、1984年4月の実需原則の撤廃及び円転規制の撤廃などが挙げられる。

16) 金融自由化とは、金利の自由化・金融新商品の開発・業務分野の相互乗入れなどのように、金融における規制の緩和ないし廃止を意味する。

17) ここでいうグローバル化とは、企業が世界中に製品の製造・販売、資金調達、研究開発の拠点を国境を越えて置き、多様な経済的資源を求めた経営活動を行うことを指している。

済は崩壊し、その終焉を迎えたのである。すなわち、金融機関による担保を超える過度の不動産投資が主たる原因で不良債権問題を生ぜしめ、銀行の金融仲介機能の低迷をもたらしたといっても過言ではない。この結果、金融機関の貸し渋りや経営悪化に対処し、また国際競争力を強化するために、さまざまな合併・再編がなされるようになった。さらには、金融機関が金融活動の機動力を高めるべく、幅広い選択肢の中から自己の経営戦略に合致した業務多角化を可能とする組織形態（純粋持株会社）の選択もみられるようになった。

また、証券資本市場に目を向けると、こうした傾向に伴って、従来の会計ディスクロージャー制度では、公表財務情報を基に投資者独自の投資判断を行うことが困難な状況となってきたために、株価や信用リスク評価に関心の高い外国人投資者及び投資アナリスト等は、ムーディーズ社などの格付機関による信用リスク評価や、正味現金創出力等を示すキャッシュ・フロー情報に着目するようになってきた。したがって、外国人投資者たちは、投資尺度もそれまでの株価収益率に代わって、株価キャッシュ・フロー倍率(PCFR)を用いるようになってきた。これにより、わが国企業も経常利益重視からキャッシュ・フロー重視の経営戦略転換、単独1株当たり利益から連結キャッシュ・フロー重視といった投資尺度の転換を図り、国際間の経営比較を可能ならしめる必要性に迫られてきたのである。このことは、内外投資者が企業集団全体の業績・資本の効率化・投資リスクの状況を把握するために、国際的に調和化された連結会計情報を投資意思決定情報として期待してきたことを示している。

次項では、こうした国際・社会的背景の下で新連結財務諸表制度の誕生までの関連法規等がどのように改正・整備されてきたかを迎えることにする。というのも、このことにより新連結財務諸表制度の誕生をもたらすそれまでの制度的不備を明らかにする糸口を導き出せるからである。

## 2. 新連結財務諸表制度誕生に至る経緯

前述の国際的動向に基づく経済的背景の下では、新連結財務諸表制度もまた新たな展開を迎えるに至った。すなわち、1980年代に入ると、経過措置で対処

してきた旧連結財務諸表制度の不備を補い、その充実・強化を図る目的で、1981年4月に「連結財務諸表規則」が一部修正された。また、証券取引法は、連結会計情報の有用性をいっそう高めるために、1983年4月1日以降の事業年度から持分法を全面的に強制適用した。この持分法は、子会社かくし<sup>18)</sup>によって連結されない子会社や関連会社の業績を連結財務諸表に反映させる方法である。また、1987年4月1日から施行されたディスクロージャー制度の見直しに伴う関係省令等の改正では、新たに「連結情報」が設けられ、その中で連結財務諸表と併せて、企業集団の状況に関する重要な事項と企業集団に関する業績概要が開示されることになった。これに関連して、連結財務諸表の提出期限の特例（4カ月以内）が廃止され、翌1988年4月1日以降の事業年度終了の日後に提出される有価証券報告書から、個別財務諸表と連結財務諸表の同時提出が強制されることになった。

1988年5月には、企業会計審議会が大蔵大臣に「セグメント情報の開示に関する意見書」を答申した。これを受けて、同年9月に「届出省令」から「開示省令」への大幅な改正が行われ、経営の多角化・国際化に対応した情報開示によって証券取引法上の企業内容開示制度の充実化を図るために、1990年4月1日以降事業年度から、「セグメント情報」の開示が要求されることになった。なお、この「セグメント情報」は、1993年3月の省令等の改正によって、従来の「企業集団等の状況」の項から「連結財務諸表」の注記事項に移されて監査の対象となり、その開示内容についても細分化<sup>19)</sup>が段階的に求められた。

さらに、商法でも同年6月に「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（以下、「商法計算書類規則」）が改正され、同規則第45条1項3号において営業報告書に「親会社との関係、重要な子会社の状況その他の重要な企業結合の状況（その経過および成果を含む。）」の開示

18) 子会社かくしとは、子会社の持株比率を50%以下になるように株式の一部を売却する行為である。

19) 細分化の内容は、所在地別セグメント情報における営業損益、事業別及び所在地別セグメント情報における資産の金額等、所在地別セグメント情報及び海外売上高の地域区分である。

が要求された。

つけ加えて、1989年9月から翌年6月までの日米構造協議<sup>20)</sup>の結果を受け、1990年12月25日に企業内容開示省令等の関係省令・通達が改正された。その結果、連結財務諸表が有価証券報告書本体に組み入れられ、翌1991年4月1日以降の事業年度から適用された。これに伴い、従来の特例であったSEC基準による連結財務諸表の作成は、廃止されることになった<sup>21)</sup>。また、1991年10月28日には、財団法人企業財務制度研究会に連結財務諸表開示制度研究懇談会が設置され、1993年5月に懇談会報告『連結財務諸表制度をめぐる論点』が公表された。そこでの審議内容は、連結主体論と連結財務諸表（連結基礎概念と会計処理・表示）、親子会社の会計方針の統一性（独自か統一か）、連結財務諸表の位置づけ（連結と個別との関係）と中間連結財務諸表の問題、商法と連結財務諸表との関係（商法会計への連結制度導入）、税法と連結財務諸表との関係（確定決算基準からの影響、連結納税制度の導入問題）、連結制度をめぐる国際的動向、及び連結財務諸表の作成実務（一般基準に関連した内容〔連結の範囲、連結決算日、会計方針の統一、外貨換算〕と連結財務諸表の作成に関連した内容〔投資勘定と資本勘定の相殺消去、少数株主持分、連結会社間取引の相殺消去、持分法の適用、税効果会計等の問題〕)にわたるものであった。また、同年の3月30日には、すでに「連結財務諸表規則取扱要領」の一部改正（蔵証第470号）が行われており、連結の範囲及び持分法適用の範囲に関する重要性の原則適用の形式基準（連結要領第13・第19の10%ルール）が撤廃されることになって、その適用は実質的判断に委ねられていた。

さらに国外にまで視野を広げると、国際会計基準（IAS）などの新連結財務諸

---

20) 日米構造協議とは、1989年にブッシュ（G. H. W. Bush）米大統領の提案により第1回から第5回まで、日米相互の内政にまで及ぶ内容の厳しい注文ないし討議を行い、1990年の最終報告で、日本側は公共投資拡大・独占禁止法の運用改善・特許審査期間の短縮・内外価格差実態の周知などを約束し、アメリカ側は財政赤字解消努力・貯蓄投資奨励などを約束した協議である。

21) この特例措置は、一定の猶予期間が認められた後、1995年4月1日に以降の事業年度から適用された。

表制度の誕生への影響も無視できない面がある。この国際会計基準委員会 (IASC) は、1973年に9カ国の職業会計士団体によって創設された私的機関たる民間団体である。わが国の旧大蔵省（現財務省）証券局も加入している証券監督者国際機構 (IOSCO) が、1988年のメルボルン総会でIASによる財務諸表での資金調達を認めるように要請したことから、IASは世界的に脚光を浴びることとなったのである。すなわち、IOSCOは、主要国の証券市場を監督する機関が国際協力を行うために設立されたもので、IOSCOによるIASの承認は、IASの会計基準を「グローバル・スタンダード」としての地位を確固たるものにした。IASCの主要な目的は、「資本市場への参加者及び経済的意思決定をするその他の者に資する高い質の透明で比較可能な情報を要求する国際会計基準を開発すること」である。IASは、最も厳しいとされるアメリカの会計基準の影響を受けて作成されていることから、IASに基づく財務諸表の作成によってアメリカでも資金調達が容易になる点で、わが国の会計基準も少なからずその影響を受けることになる。

### 3. 新連結財務諸表制度の誕生

企業外部者たる投資者の立場から新連結財務諸表制度の誕生を取り上げるならば、いっそう著しい企業活動・証券市場の国際化の波が押し寄せ、これに対処すべく、企業会計審議会が1995年10月に「連結財務諸表制度を巡る諸問題」を審議事項とし、連結財務諸表制度の抜本的見直しを図ったことが注目される。その結果、企業会計審議会が1997年6月6日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」<sup>22)</sup>及び改訂「連結財務諸表原則」を公表した。これによって、1999年4月以降の事業年度から、改訂「連結財務諸表原則」<sup>23)</sup>に準拠した連結会計制度が実施されることになった。こうした新連結財務諸表制度誕生の背景には、子会社を通じての経済活動の拡大及び海外における資金調達活動の活発化など、わが国企業における経営の多角化・国際化が急速に進展し、また、わが国証券市場への海外投資者の参入が増加するなど、わが国企業を取り巻く環境は著しく変化していることが挙げられる。



また、同審議会は、1998年10月30日に「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」を公表した。これを受けて、同年11月24日付けで「財務諸表規則」及び「連結財務諸表規則」が改正され、子会社については人事あるいは財務、営業上の重要な契約等を通じてその会社の経営を支配している会社を子会社とする支配力基準、関連会社については親会社及び子会社が財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えられる会社とする影響力基準が導入された。それ以外にも、企業会計審議会や日本公認会計士協会からさまざまな会計基準・取扱い及び実務指針が公表されてきた<sup>24)</sup>。またその後にも、証券取引法に基づく関係省令の改正に先立ち、企業会計審議会において有価証券報告書等の記載内容の見直しについて審議が行われ、

---

22) この意見書の内容は、「第一部 連結ベースのディスクロージャーの充実等について、(1)『個別財務諸表中心』から『連結財務諸表中心』への転換と同時にセグメント情報重視、(2)オフバランス情報及びリスク情報については、偶発債務、後発事象などの重要な情報を、連結ベースで開示、(3)資金収支の状況に関しては、連結キャッシュ・フロー計算書(連結CF計算書)を導入、(4)半期報告書には中間連結財務諸表を導入し、臨時報告書は連結ベースで作成、(5)連結CF計算書、中間連結財務諸表及び関連当事者との取引などの投資判断に重要な影響を及ぼす連結情報は公認会計士または監査法人の監査対象」である。

また、「第二部 連結財務諸表原則の改訂について、(1)子会社の判定基準を『持株基準』から『支配力基準』への転換、(2)関連会社の判定基準を『持株基準』から『影響力基準』へ転換、(3)少数株主持分を、負債の部と資本の部の中間に、『少数株主持分』として別途表示、(4)税効果会計の全面的適用の原則化、(5)投資と資本の相殺消去において子会社の資産、負債の時価評価を導入し、評価差額は消去すると同時に、連結調整勘定の計上」である。

23) 「連結財務諸表原則」の内容は、(1)連結財務諸表の目的、(2)一般原則、(3)一般基準、(4)連結貸借対照表の作成基準、(5)連結損益計算書の作成基準、(6)連結剰余金計算書の作成基準、(7)連結財務諸表の注記事項である。

24) 企業会計審議会は、1998年3月13日に「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」及び「中間連結財務諸表作成基準」、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」及び「同注解」が、同年10月には「税効果会計に係る会計基準」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」が公表された。また、日本公認会計士協会は、1997年12月に「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」が、翌年5月に「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」及び「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」が、6月に「連結財務諸表におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」が、さらに7月に「持分法会計に関する実務指針」が公表され、さらに、「個別財務諸表における関連会社に持分法を適用した場

1999年2月19日付けで、「有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い」が公表された。これを踏まえて、同年3月30日付けで「企業内容等の開示に関する省令」、「財務諸表等規則」、「連結財務諸表規則」等の関係省令が改正されるとともに、「中間連結財務諸表規則」が新設され、有価証券報告書等の記載内容が連結情報を中心としたものに抜本的に改められた。

こうした新連結財務諸表制度の導入によって、有価証券報告書の記載順序が連結・個別の順序となり、「営業の状況」や「設備の状況」、業績等のセグメント情報が連結ベースとなり、個別情報等については簡素化された。また、企業のオフ・バランス情報、リスク情報等も連結ベースで開示されるとともに、臨時報告書も連結ベースとなった。また、監査の対象たる連結キャッシュ・フロー計算書及び中間連結財務諸表が導入されることで、中間個別財務諸表は作成の必要性を失った。もちろん、連結対象子会社をもたない上場企業等は、従来どおりに個別ベースの財務諸表を作成することになる。ただし、関連会社をもつ場合には、関連会社に持分法を適用して、投資損益等の注記を行うことは必要である。そこで次に、新連結財務諸表制度が必要とされた理由について探ることにする。

#### 4. 新連結財務諸表制度の必要性

新連結財務諸表制度の必要性を取り上げるには、当該制度がもつ機能を情報開示機能に焦点をあてた上で、金融・証券資本市場における企業資金の利用者と提供者とで制度化に向けた要請理由が異なることから経営者と投資者を区別して、それぞれの立場から検討を加えることが重要となる。

---

合の投資損益等の注記に関する監査上の取扱い」及び「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び表示に関する実務指針」が1998年11月に、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」が1998年12月に、「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」が1999年1月に、「株式の間接所有に係る資本連結手続に関する実務指針について」及び「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱いの一部改正について」が1999年3月に、「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱いについて」が1999年4月に公表された。

(1) 1997年の独占禁止法改正に基づく企業経営者側からの要請

企業経営者の立場から連結財務諸表制度を取り上げる場合、国際的な金融・証券市場から企業活動資金の調達を図る上で、国際経営の比較可能性を高めた連結財務諸表の作成を積極的にどう取り入れるべきかは、経営者にとって重要な課題である。しかし、ここでは、単純に資金調達のための国際的に標準化した連結財務諸表をどう作成すべきかというよりも、連結財務諸表の制度化の必要性を取り上げたい。というのも、制度化に向けたわが国経営者の関心がどこにあるのかという疑問が、わが国制度の特質を導き出すのに有効と考えられるからである。そこで、規制緩和の一環で1997年の独占禁止法改正に焦点をあて、純粋持株会社の解禁が経営者の関心にどのような影響を及ぼしたのかを検討したい。

法的規制の緩和に基づいた経営者による企業集中形態の変化に着目して、新連結財務諸表制度の誕生を取り上げるならば、1997年2月の独占禁止法の改正による純粋持株会社の解禁が、従来の連結財務諸表制度の体系を大きく変えるほどの影響を与えたといえよう。これは、国際的大競争時代の厳しい状況の下で、企業の生き残りをかけるべく「戦略」と「事業」の分離を果たすことで、企業集団全体の戦略の発動と経営管理・リスクマネジメントを行い、企業集団全体の経営効率を高め、M&A（合併・買収）、営業譲渡・営業譲受等の大規模な経営構造変革の時間短縮を図り、グローバル・スタンダードによる国際的経営比較を容易にし、事業部門の子会社化に伴う経営責任・利益責任を明確化し、企業の自由選択によって激化する競争に打ち勝つべく、企業集団形成の法的手段を拡大する必要があったからである。とくに、バブル経済崩壊後の不良債権処理に追われた金融業界を建て直してその活性化を取り戻し、顧客に対するサービスの多様化を図るために金融持株会社を解禁するとともに、金融関係以外の事業を営む会社を子会社にもつ一般の持株会社をも解禁したのである。こうした状況から、経営者からは、連結経営を重視する傾向が強まってきたのである。

(2) 投資意思決定に有用な連結会計情報の利用に基づく投資者側からの要請

わが国連結制度の特質を究明する場合、投資者側からの制度化要請も重要な要素となる。というのも、連結財務諸表制度は、投資意思決定に有用な連結会計情報として企業集団の実態を反映させることをねらいとしているからである。たとえば、子会社が不動産投資や有価証券投資のために金融機関からの借入れを行う場合で親会社が債務保証しているときは、親会社の個別財務諸表だけでは子会社が倒産するまで、投資者は企業集団の実態を把握することができないからである。また、独占禁止法改正によって解禁された純粋持株会社を投資対象企業としたならば、当該持株会社は直接に事業活動を営まず、他の会社を支配する目的で当該他社の発行株式を保有していることから、当該持株会社の個別財務諸表のみでは企業の実態を判断することはできない。したがって、企業集団の実態解明を促すこうした連結財務諸表制度の拡充・発展的経緯は、内外投資者によるわが国証券市場への投資参加が促進されるとともに、投資者が自己責任の名の下に企業自体も活動の経済的実態に即したより適切な経営判断を行うように、連結財務諸表を中心とした国際的調和化に基づく会計ディスクロージャー制度を構築しようとする現れであるといえる。具体的には、従来の連結会計処理をいっそう精緻化<sup>25)</sup>し、連結会計ディスクロージャー制度の拡充<sup>26)</sup>を図るものである。

また、新制度に基づく連結会計情報は、M&Aや企業分割とも密接に関連しており、投資意思決定情報として有用であることは否定できない。もともと、投資者は投資対象企業を評価する際、株式投資の持分関係として投資対象企業の純資産に着目し、現時点での時価によってその実態が正確に把握されているか否かが重視されている。M&Aを行う際、投資対象企業の現時点での資産・負債が時価によって公正に表示されることが要求されている。さらに投資者の

25) 連結会計処理の精緻化は、連結の範囲・親子会社間の会計処理の統一・資本連結手続き・税効果会計の強制適用である。

26) 同意見書では、従来の変更内容を有価証券報告書・届出書の記載順序の変更、連結ベースによるオフバランス情報・リスク情報、連結キャッシュ・フロー計算書の開示要求、中間連結財務諸表の開示要求、連結臨時報告書の作成、持株会社の情報開示、個別財務諸表に対する持分法の一部導入を通じて、個別重視から連結重視への転換がみられる。

範囲を海外にまで拡大させてみると、海外金融機関などの投資者からみた場合、国際的に統一された会計基準に従って作成された連結財務諸表は、国際的経営比較をなす上で重要な情報を提供するものと期待される。すなわち、会計基準が国際的に統一されることで、財務諸表の比較可能性を確保し、国際的経営比較の有用性を高めることができるのである。

付け加えると、投資者に開示される連結会計情報で意図的な「連結外し」がなされたならば、なおさら投資者は投資意思決定に関する判断を誤ってしまうリスクを負うことになる。これについては、連結の範囲が実質的な意味をもっている。すなわち、連結の範囲に対する従来の考え方が、直接又は間接に他の会社の議決権の過半数を所有している会社を「親会社」とし、所有されている会社を「子会社」とする持株比率基準であったのが、独占禁止法の改正等によって特に金融機関の株式保有割合が限定されていることから、グループ企業への出資を5%以下に抑え、グループ内の持株割合によって実質的にすべてのグループ企業を所有してきた経緯があったからである。このようなグループ企業が連結の対象外とされるばかりか、不良債権の「飛ばし」<sup>27)</sup>としても利用されてきた経緯がある。そこで、新制度においては、子会社及び関連会社の判定基準として、従来の持株比率基準に代えて支配力基準及び影響力基準を導入することで、金融機関においては、従来では形式的にグループ企業として扱われなかった企業も連結対象企業ないし持分法適用企業として扱われることになった。その結果、金融機関が行ってはいけない業種や所有してはいけない企業に関して、速やかに整理しなければならない状況になってきたといえる。ここに、新連結財務諸表制度を導入すべき必要性がみられる。すなわち、飛鳥建設などでみられるように、20%未満出資会社への保有株式売却といった従来の持株比率を操

---

27) 飛ばしとは、たとえば含み損の有価証券などを子会社に簿価以上で売却し、含み損を計上しないで子会社に移したり、さらには土地などの不動産を担保に資金を貸し付けた後、当該債権が回収不能となり、かつ不動産を競売にかけても不動産の時価下落などで全額債権回収することが見込めない場合に、従来の子会社等の判定基準では金融機関が実質的に所有しかつ連結の対象外となる会社が競売で落札することで、金融機関には全額債権を回収することができる行為などである。

作することで、いわゆる「連結外し」を行う企業があらわれてきたからである。

このようにみてきた場合、旧連結財務諸表制度では、積極的に企業集団の実態を解明するというよりは、会計処理による架空売上の計上などや「押込み販売」による「益出し」などといった子会社を利用した粉飾決算による利益操作を排除することに導入のねらいがあった。これは、経営者の経営行動や会計行動に規制を加える点で効果があったといえる。しかし、旧連結財務諸表制度は、利害関係者のうち株主利益の擁護を意識したものであって、ある意味で当時の公認会計士監査制度と決算制度の不備がもたらしたものと見える。しかし、新連結財務諸表制度の導入は、旧連結財務諸表制度がもつ本来の不備だけでなく、当該制度が時代の変化に同調できなくなったことがきっかけといえる。すなわち、新連結財務諸表制度では、旧連結財務諸表制度での子会社概念の不備に基づく粉飾決算による利益操作の排除のみならず、国際経営の比較可能性を高めるべく、また独占禁止法改正に伴う企業形態の変更（純粋持株会社への変更）などによる企業集団の実態解明を図ることがねらいとされている。いい換えると、旧連結制度と異なり、株主に限定せず広く投資者一般を対象とした上で、連結会計情報を投資意思決定情報として機能させることを目的として導入されたといっても過言ではない。同時に、この新連結財務諸表制度には、国際経営比較を含めた企業集団の実態解明が金融証券資本市場を活性化へと導くとともに、利益操作の排除が金融・証券資本市場の不安定化をもたらさないという二つの機能がみられる。

本稿が企業環境の著しい変化に伴った投資者の関心を中心に展開しているために、新連結財務諸表制度の下では、投資者の要請である国際経営比較を含めた企業集団の実態解明が証券市場社会の活性化をもたらす点で第一義的に置かれることになる。また、子会社への「押込み販売」や流動資産・固定資産の過大評価による「益出し」などは、旧連結財務諸表制度の導入時点でもみられており、それ自体目新しいものではない。ただし、バブル経済崩壊後にみられるようになった不良債権の「飛ばし取引」といった経営行為及び、旧連結財務諸表制度の盲点をついた「連結外し」といった会計行為は、新連結財務諸表制度

を導入することで防止でき、利益操作の排除をもたらすことになる。したがって、利益操作の排除は旧連結財務諸表制度では第一義的であったが、新連結財務諸表制度では第二義的に取り扱われることになり、新連結財務諸表制度の導入はあくまで企業環境の著しい変化に伴ったものであることが特徴的といえる。

#### IV. お わ り に

本稿では、それぞれの時代の社会経済的背景を中心に、連結財務諸表制度の導入と展開を取り上げてきた。そこでは、連結財務諸表制度の必要性を新・旧に分けた上で、旧連結財務諸表制度の必要性については、会計実務で横行していた子会社利用の粉飾決算などを中心とした利益操作の排除を根底に制度的必要性が認められてきた。しかし、新連結財務諸表制度では、企業を取り巻く国際・社会環境の変化に依存し、とくに投資者の要請による企業集団の実態解明ないし国際的経営比較、さらには経営者の要請による国際的経営戦略などが第一義的な根拠ないし理由として挙げられ、旧連結財務諸表制度とは多少質の異なる「連結外し」も含んだ利益操作の排除は、第二義的なものとなっていることが指摘された。

制度の新たな展開については、とりわけ、1997年の独占禁止法改正との関わりで誕生した純粋持株会社と従来の事業兼営持株会社との間での連結財務諸表の役割に対する相違点を指摘するとともに、それを踏まえたわが国の連結財務諸表制度の特質を指摘してきた。

わが国の旧連結財務諸表制度は、利害関係者のうち、株主と経営者との間での粉飾決算による利益操作防止を念頭に置きながら、基本財務諸表としての個別財務諸表に対する補足情報として連結財務諸表が位置づけられてきた。しかし、今日における新連結財務諸表制度は、事業兼営持株会社のみならず純粋持株会社をも想定したもので、株主と経営者との間の利害調整に限定されず、また企業集団全体にわたる内外の各種利害関係者を等しく扱うべく、広く投資者一般の保護の立場から国際的経営比較ないし企業集団の実態解明を可能ならし

めるべく、投資意思決定に有用な情報提供をも意図したものである。したがって、当該制度は、個別財務諸表と連結財務諸表とが相互に補完する関係にあるとみて、個別財務諸表が分配可能利益の算定を中心に、連結財務諸表は経営者及び投資者一般の両方の立場からの有用な情報開示（企業集団の財政状態及び経営成績等に関する実態開示）が期待されるものと考えられる。